

第95回

定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2021年6月29日（火曜日）
午前10時

開催
場所

富山県高岡市下関町3番1号
富山銀行本店 2階BOTホール
(裏表紙のご案内図をご覧ください。)

「新型コロナウイルス感染防止のための対応について」
のお知らせを必ずご確認ください。

目次

第95回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役6名選任の件	6
第3号議案 監査役3名選任の件	11
事業報告	14
計算書類	37
連結計算書類	39
監査報告書	41



富山銀行
Bank of Toyama

株主の皆さまへ



代表取締役頭取

中沖 雄

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに、第95回定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

私ども地域金融機関を取り巻く環境は、少子高齢化の進展や人口減少等に加え、新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響により、今後ますます厳しくなることが予想されます。

こうした中、当行は2019年度よりスタートさせた第6次中期経営計画の下、「先進技術」「地域密着」「お客さま本位」「行員の働きがい」が融和した「革新的な銀行」を目指し、さらに進化してまいります。

また、地域と共に歩む金融機関として、幅広いご相談にお応えする「地域商社」の機能を強化し、お客さまや地域社会の課題解決とSDGsの実現に向けて取組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引続き一層のご支援、お引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

2021年6月

経営理念

- 健全経営を維持しお客さまから信頼されること
- 地域経済の発展とお客さまのご繁栄を通して社会貢献を図ること
- 創造性、自発性を尊重し明るい企業文化を創ること

新型コロナウイルス感染防止のための対応について

1. 株主総会の議決権は、株主総会にご出席いただく方法による行使のほか、書面またはインターネットによる行使が可能です（詳細は3頁をご参照ください）。本年は、書面またはインターネットによる議決権行使を強くご推奨申し上げます。また、上記に伴い、株主総会当日にお配りしておりましたお土産は中止させていただきます。
2. 当日のご出席を希望される株主さまにおかれましても、株主総会開催日当日までの感染状況や政府・地方自治体の発表内容を十分にお確かめのうえ、ご自身の健康状態にかかわらず、ご出席を見合わせることもご検討くださいますようお願い申し上げます。特に、感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある方、妊娠をされている方は慎重なご判断をお願い申し上げます。
3. 当日、株主総会にお越しになられた株主さまにおかれましては、マスク着用など、ご自身または周囲への感染防止にご配慮ください。また、アルコール消毒や非接触方式の検温など感染防止のための措置にご協力ください。
4. 本年は、感染防止のため、株主総会会場における座席間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日株主総会会場にお越しいただいても、入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承のほどよろしくお願い申し上げます。
5. 当日、発熱や咳があるまたは体調不良と見受けられる方には、入場をお断りする場合がございます。
6. 株主総会の運営スタッフは、検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応をさせていただきます。
7. 本株主総会においては、開催時間を短縮するため、報告事項等詳細な説明は省略いたします。株主さまにおかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しくくださいますようお願い申し上げます。

株主の皆さまおよび周囲の安全と健康のため、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

証券コード8365
2021年6月8日

株 主 各 位

富山県高岡市下関町3番1号

株 式 会 社 富 山 銀 行

取締役頭取 中 沖 雄

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、同封の議決権行使書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時20分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 富山県高岡市下関町3番1号
富山銀行本店2階BOTホール
3. 株主総会の目的事項

報告事項

1. 第95期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
2. 第95期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) 当日ご出席される場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

① 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前記の行使期限までに到着するようにご返送ください。なお、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

② 電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合

当行指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufig.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、前記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細は、後記の「インターネットによる議決権行使について」をご確認ください。

③ 重複行使の取扱い

議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、当行ホームページ（<https://www.toyamabank.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。

- ① 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
- ② 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当行ホームページ（<https://www.toyamabank.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使について

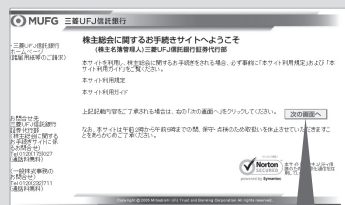
議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによって議決権を行使する場合は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

パソコンによる議決権行使

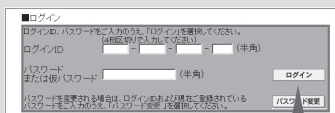
議決権行使ウェブサイトアドレス▶ <https://evote.tr.mufig.jp/>

1 議決権行使サイトへアクセスする



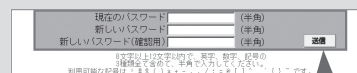
「次の画面へ」をクリック

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



ログインをクリック

3 「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方に入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

スマートフォンによる議決権行使

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは1回に限り議決権を行使できます。

※上記方法での議決権行使は1回に限りです。



議決権行使のお取扱い

議決権行使ウェブサイトにおいてインターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いします。

インターネットによる議決権行使は、**2021年6月28日（月曜日）の午後5時20分まで**に行われるようお願いいたします。

議決権の行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会ご出席による議決権行使



開催日時 **2021年6月29日(火曜日)午前10時**

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

紙資源削減のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

郵送による議決権行使



行使期限 **2021年6月28日(月曜日)午後5時20分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。
なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

インターネットによる議決権行使



行使期限 **2021年6月28日(月曜日)午後5時20分まで**

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当行指定の**議決権行使サイト**(<https://evote.tr.mufig.jp/>)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。(ただし、毎日午前2時から5時まで取り扱いを休止します。)

株主さま以外の第三者による不正アクセス(なりすまし)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

QRコードの読み取り機能を搭載したスマートフォンまたは携帯電話を利用して、右記の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。

議決権行使サイトをご利用いただく際のインターネット接続料・通信料等の費用は株主さまのご負担になります。

QRコード



システム等に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)

0120-173-027 (通話料無料) 受付時間 9:00~21:00

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第95期の期末配当につきましては、安定的な配当を維持する方針に基づき、次のとおりとさせていただきますと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当行普通株式 1 株につき金25円 総額135,898,725円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

その他の剰余金の処分につきましては、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、次のとおりとさせていただきますと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役9名（うち社外取締役2名）全員が任期満了となります。

取締役会の意思決定の迅速化と執行機能の強化及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役の比率を高めることといたしたいと存じます。つきましては、取締役を3名減員し、取締役6名（うち社外取締役2名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当行における地位
1	なかおき 中沖 ゆう 雄 再任	代表取締役頭取
2	おかべ 岡部 かずひろ 一浩 再任	代表取締役専務
3	もりなが 森永 としひろ 利宏 再任	代表取締役常務
4	さはら 佐原 かずお 和生 再任	取締役
5	おおさわ 大澤 まこと 眞 再任 社外	取締役
6	のだ 野田 まきこ 万起子 再任 社外	取締役

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当行の株式数
1	なか おき ゆう 中 沖 雄 (1962年7月18日生)	1986年 4月 株式会社日本興業銀行入行 1990年 8月 同行ニューヨーク支店 1991年 8月 同行企業金融開発部 2002年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行本店営業第6部 2002年 9月 みずほ証券株式会社ストラクチャードファイナンスグループ不動産投資銀行部長 2016年 4月 同社執行役員 グローバル投資銀行部門担当 2019年 3月 同社執行役員退任 2019年 5月 同社退職 2019年 6月 当行入行常務取締役企業金融部長 2020年 5月 当行取締役頭取（現任）	2,530株
	《取締役候補者とした理由》 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ銀行）において、投資銀行業務に従事した後、みずほ証券株式会社において、グローバル投資銀行部門担当役員として、企業金融・投資銀行分野において活躍するなど、豊富な経験と高い見識を有しております。2020年5月から頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者となりました。		
2	おか べ かず ひろ 岡 部 一 浩 (1960年6月17日生)	1983年 4月 当行入行 2001年 2月 当行営業推進部営業推進役 2002年10月 当行総合企画部調査役 2005年 6月 当行黒部支店長 2007年10月 当行富山支店長 2010年 6月 当行取締役営業統括部長、経営企画室担当 2011年 6月 当行取締役営業統括部長 2014年 6月 当行常務取締役営業統括部長 2017年 6月 当行専務取締役営業統括部長（現任）	9,930株
	《取締役候補者とした理由》 営業部門のほか、企画部門、人事・総務などに携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。2010年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしており、こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者となりました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当行の株式数
3	もり なが とし ひろ 森 永 利 宏 (1961年12月11日生)	1984年 4月 当行入行 2005年 4月 当行総合企画部調査役兼監査部検査役 2005年 6月 当行総合企画部経営企画・A L M・調査・広報グループリーダー 2006年12月 当行総合企画部リスク統括室長 2009年 5月 当行総合企画部リスク統括室長（部長待遇） 2010年 6月 当行経営企画室長兼総合企画部リスク統括室長 2011年 6月 当行取締役経営企画室長兼総合企画部長 2017年 6月 当行常務取締役総合企画部長(現任)	6,130株
	《取締役候補者とした理由》 企画部門のほか、リスク管理部門、市場金融部門などに携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。2011年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしており、こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者となりました。		
4	さ はら かず お 佐 原 和 生 (1962年 8月27日生)	1986年 4月 当行入行 2006年 2月 当行本店営業部次長 2007年10月 当行庄川支店長 2010年 2月 当行砺波支店長 2012年10月 当行砺波支店長兼砺波チューリップ支店長 2014年 6月 当行監査部長 2017年 5月 当行審査部長 2018年 6月 当行取締役審査部長（現任）	3,130株
	《取締役候補者とした理由》 営業部門のほか、監査部門、審査部門に携わるなど、豊富な業務経験を有し、当行の業務に精通しております。2018年6月から取締役を務め、その職務・職責を適切に果たしており、こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、当行の経営に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者となりました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当行の株式数
5	社外 おお さわ 大 澤 まこと 眞 (1959年2月20日生)	1981年 4月 日本銀行入行 1990年 5月 国際通貨基金アジア局出向 1993年 5月 日本銀行金融研究所副調査役・調査役 1997年 6月 同行ロンドン事務所次長 1999年 6月 同行金融市場局金融市場課長 2003年 6月 同行那覇支店長 2006年 9月 プライスウォーターハウスクーパース入社 2008年 9月 同社パートナー（事業再生、金融、ファミリ ービジネス、ヘルスケア、ホスピタリティ担 当） 2012年 2月 株式会社フィーモ代表取締役社長（現任） 2017年 6月 当行取締役（現任） <重要な兼職の状況> 株式会社フィーモ代表取締役社長	— 株
	<<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>> 日本銀行において、ロンドン事務所次長、那覇支店長などの重要ポストを歴任し、同行退職後はプライスウォーターハウスクーパースのパートナーとしてコンサルティング業務に従事するなど、金融・財務分野において国際的に活躍し、豊富な経験と高い見識を有しております。また、株式会社フィーモの代表取締役として企業経営に携わっております。こうした豊富な経験と高い見識を取締役として活かすことにより、当行の経営全般に対する監督及びチェック機能の発揮による当行取締役会の機能強化が期待されるため、引き続き社外取締役候補者としました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当行の株式数
6	社外 の だ 野 田 ま き 子 (1970年 8月25日生)	1993年 4月 株式会社ベンチャー・リンク入社 2004年 6月 同社執行役員（金融機関ネットワーク担当） 2010年 4月 同社取締役 2010年12月 Human Delight株式会社代表取締役社長（現任） 2011年 3月 インクグロー株式会社代表取締役社長 2015年 2月 同社取締役会長 2017年 2月 同社取締役退任 2017年 6月 当行取締役（現任） <重要な兼職の状況> Human Delight株式会社代表取締役社長	— 株
		≪社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要≫ 株式会社ベンチャー・リンクにおいて、長年にわたり全国の地域金融機関の支援業務を担当するなど、金融業務に関する豊富な経験と高い見識を有しております。また、同社退職後は、Human Delight株式会社の代表取締役として、企業経営にも携わっております。こうした豊富な経験と高い見識を取締役として活かすことにより、当行の経営全般に対する監督及びチェック機能の発揮による当行取締役会の機能強化が期待されるため、引き続き社外取締役候補者としました。	

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大澤眞、野田万起子の両氏は、社外取締役候補者であります。両氏の当行社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。なお、当行は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。
3. 当行は、大澤眞、野田万起子の両氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する限度額としており、両氏の選任が承認された場合に、当行は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役 笹倉茂樹氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、2021年1月31日付で、監査役 新田八朗氏が辞任されたため、法令で定める社外監査役の員数を欠くことになりましたので、富山地方裁判所に仮監査役（一時監査役職務代行者）選任の申立てを行ったところ、2021年2月1日付で仮監査役として海下巧氏が選任され、就任いたしました。仮監査役の任期は、本総会において後任の監査役が選任されるまでとなっておりますので、あらためて監査役として同氏の選任をお願いするものであります。加えて、監査体制の強化及び充実を図るため、1名増員いたしたいと存じます。

つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役候補者 海下巧氏は、新田八朗氏の補欠として選任をお願いするものでありますので、その任期は当行定款の定めにより退任された監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当行における地位
1	ささくら 笹倉 しげき 茂樹 再任 社外	監査役
2	かいげ 海下 たくみ 巧 新任 社外	仮監査役
3	にった 新田 ようたろう 洋太郎 新任 社外	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当行の株式数
1	社外 ささくら しげき 笹 倉 茂 樹 (1956年2月7日生)	1978年4月 株式会社第一勧業銀行入行 1993年8月 同行新潟支店融資課長 2000年7月 同行都立大学駅前支店副支店長 2007年8月 飛鳥交通株式会社出向 2008年4月 同社入社 2008年7月 同社取締役総務部長 2010年8月 同社常務取締役業務部長 2017年6月 当行監査役（現任） 2019年3月 飛鳥交通株式会社取締役退任	— 株
	≪社外監査役候補者とした理由及び期待される役割の概要≫ 株式会社第一勧業銀行（現 株式会社みずほ銀行）において、長年にわたり融資部門を中心に金融業務に従事し、同行退職後は、飛鳥交通株式会社並びに同グループにおいて、企業経営・人事・総務・経理部門に携わるなど、経営・金融・財務分野における高い見識と豊富な経験を有しております。こうした高い見識と豊富な経験を活かすことにより、当行の監査体制のさらなる強化に向けた提言及び発言が期待されることから、引き続き社外監査役候補者となりました。		
2	新任 社外 かいげ たくみ 海 下 巧 (1967年4月4日生)	1992年4月 花王株式会社入社 2004年12月 新日本監査法人入社 2007年5月 公認会計士登録 2016年7月 新日本有限責任監査法人退所 2016年10月 海下巧公認会計士事務所開設（現任） 2018年8月 監査法人彌栄会計社 社員登用（現任） 2021年2月 当行仮監査役（現任） <重要な兼職の状況> 海下巧公認会計士事務所代表	— 株
	≪社外監査役候補者とした理由及び期待される役割の概要≫ 新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）において、公認会計士として従事し、会計の専門知識や上場企業監査等の豊富な経験と高い見識を有しております。同氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての財務・会計の専門知識と高い見識を活かすことにより、当行の監査体制のさらなる強化に向けた提言及び発言が期待されることから、社外監査役候補者となりました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当行の株式数
3	新任 社外 につ た ようたろう 新 田 洋太郎 (1984年9月14日生)	2010年 4 月 中部ガス株式会社入社 2016年 3 月 同社退社 2016年 3 月 日本海ガス株式会社入社 2018年 3 月 同社取締役エネルギーソリューション本部副 本部長兼営業統括部長 2020年 3 月 同社代表取締役（現任） 2020年 3 月 日本海ガス絆ホールディングス株式会社代表 取締役社長（現任） 2020年 6 月 株式会社日本海ラボ代表取締役社長（現任） <重要な兼職の状況> 日本海ガス株式会社代表取締役 日本海ガス絆ホールディングス株式会社代表 取締役社長 株式会社日本海ラボ代表取締役社長	一 株
	<<社外監査役候補者とした理由及び期待される役割の概要>> 日本海ガス絆ホールディングス株式会社等の代表取締役社長として、企業経営に携わり、企業経営に関する高い見識と幅広い経験を有しております。こうした高い見識と幅広い経験を活かすことにより、当行の監査体制のさらなる強化に向けた提言及び発言が期待されることから、社外監査役候補者となりました。		

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 笹倉茂樹氏、海下巧氏、新田洋太郎氏の3名は、社外監査役候補者であります。なお、当行は笹倉茂樹、海下巧の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。また、新田洋太郎氏の選任が承認された場合、同氏を同様に独立役員として指定し同取引所に届け出す予定であります。
3. 笹倉茂樹氏の当行社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
海下巧氏の当行社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって4か月となります。
4. 当行は、笹倉茂樹氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する限度額としており、本総会において、同氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定であります。また、海下巧、新田洋太郎の両氏の選任が承認された場合には、両氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

以 上

添付書類

第95期事業報告（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

1 当行の現況に関する事項**(1) 事業の経過及び成果等****主要な事業内容**

当行の本店ほか支店等において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、証券投資信託・保険商品の窓口販売業務等を行っております。

金融経済環境

当期の国内経済は、期初より内外における新型コロナウイルス感染症の影響から経済活動が抑制され、生産や輸出は大きく下振れし、個人消費も外出自粛や雇用環境の悪化を背景に大幅な減少となり厳しい状況となりました。5月には緊急事態宣言が解除され、経済活動が徐々に再開し、生産や輸出に一部持ち直しの動きがみられたものの、期後半には、新型コロナウイルス感染症が再拡大し、緊急事態宣言が再度発令されるなど、国内経済の回復ペースが下押しされる状況が続きました。

富山県経済も、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況が続きましたが、一部では持ち直しの動きがみられました。製造業では、医薬品を中心とする化学の生産は増加しましたが、一般機械、アルミニウム、鉄鋼、プラスチックは横ばい、繊維は低調に推移しました。非製造業では、情報サービスは堅調に推移しましたが、飲食業、宿泊業は低調に推移しました。

金融面では、金融緩和政策が継続され、短期金利は0%を下回る水準で推移しました。長期金利についても期初より0%近辺で推移していましたが、期末には日本銀行による金融政策運営方法の見直しが公表されたことを受け、0.1%近傍まで上昇しました。

当行の業績

このような金融経済環境の中、当行は、2019年度よりスタートさせた第6次中期経営計画『「富山銀行 i プロジェクト」“Ne o” ―未来に向かって―』のもと、重点戦略として掲げた、「ソリューション営業力の強化」「市場運用力の強化」「B P R（業務再構築）の実践」「人間力・組織力の確立」の実現に向けて、全役職員が一致団結して取り組みました。

個人のお客さまには、お客さま本位の業務運営を一層強化し、お客さまのニーズや利益にかなう商品プランをご提案してまいりました。7月には株式会社SBI証券と提携し、従来当行では取扱いしていなかった多様な資産運用商品をウェブ上で提供する金融商品仲介業サービスを開始したほか、投資信託のロボットアドバイザーや相続シミュレーション等のオンラインコンテンツを導入いたしました。また、来店型保険ショップである「とやま保険プラザ」を6店舗体制とし、ライフサイクルに合わせた家計の見直しやマネープランのご相談など、当行独自の幅広いコンサルティング活動に積極的に取り組んでまいりました。引続き、きめ細やかな金融商品サービスを提供するよう努めてまいります。

法人のお客さまには、お取引先の事業の内容や今後の成長可能性を適切に評価し融資する事業性評価融資や、事業性評価に基づくソリューション提案に積極的に取り組んでまいりました。新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、資金繰り相談窓口・休日電話相談窓口を設置し、お客さまおよび職員の健康・安全を最優先に金融サービスの提供に迅速に対応してまいりました。4月には株式会社日本政策投資銀行と新型コロナウイルス感染症等に関連する災害対応や地域活力強化を目的に「災害対策業務協力協定」を締結しました。また6月には、人材紹介業務を開始し、人材ニーズ・課題を有する地域のお取引先に、経営戦略から人材採用に至るまでワンストップのソリューションサービスの提供を可能にするなど、地域活性化につながる取組みを積極的に行ってまいりました。

店舗面では、6月に営業エリアが重複する地域にて、営業拠点を一体化にする「店舗内店舗方式」により、駅南支店および野村支店を本店コンサルティングプラザに移設しました。これにより営業拠点数は、31拠点となり、営業店機能の充実と効率的な営業体制の構築が図られました。なお、店舗数につきましては、異動がなく39か店となっております。

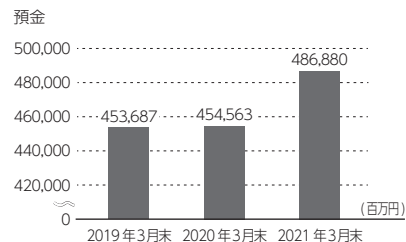
企業の社会的責任（CSR）の取組みとして、「SDGsへの取組み」を掲げ、持続可能な社会の実現に向けた様々な活動を行っております。8月には株式会社日本政策投資銀行と共同で、当行の本店所在地である高岡/富山県西部の伝統産業に関する調査を行い、今後の当地域活性化に向けたレポートを取りまとめ公表しました。また10月には南砺市と「SDGsの推進に関する地域包括連携協定」を締結いたしました。本協定に基づき、南砺地区における産業の振興や企業支援、地域企業の事業承継支援、地域雇用の維持・拡大、移住・定住などについて、当行の保有する情報や各種ノウハウ、ネットワークを生かし、地域経済活性化に貢献してまいります。このほか、地域の賑わい創出にも貢献するため、本店ビル前壁面のライトアップを行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響から中止となった地元の祭りをイメージしたライトアップを行い、古くから続く地域の文化継承にも取り組みました。また、引続き、大学への寄付講義や小学生向けに「ジョブキッズとやま2020」のアトラクションの提供を行うなど、時代を担う子ど

もたちへの金融教育や夢を育む活動に取組んだほか、環境保全面では全店一斉地域清掃活動や、「スーパークールビズ」などの実施による節電や地球温暖化防止活動へ積極的に取組んでまいりました。

当行の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

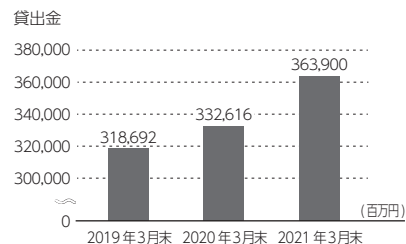
・預金

預金は、個人預金および法人預金ともに順調に増加したことから、期中32,316百万円増加して、486,880百万円となりました。



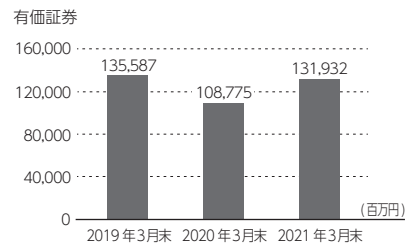
・貸出金

貸出金は、事業性貸出金が増加したことから、期中31,284百万円増加して、363,900百万円となりました。



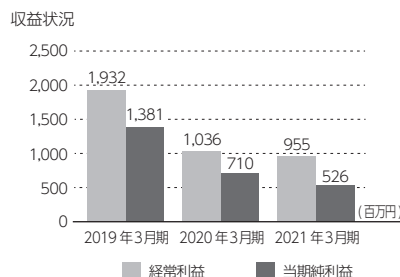
・有価証券

有価証券は、金利リスクに配慮するとともに安定収益と流動性確保を目的に資金の効率的な運用に努めた結果、期中23,156百万円増加して、131,932百万円となりました。



・収益状況

経常収益は、有価証券売却益が減少したこと等から、前期比2,537百万円減少して7,697百万円となりました。一方、経常費用は、有価証券売却損が減少したこと等から、前期比2,457百万円減少して6,742百万円となりました。この結果、経常利益は前期比80百万円減少して955百万円となり、これに特別損益、法人税等を加減した当期純利益は前期比183百万円減少して526百万円となりました。



対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く環境は、少子高齢化の進展や人口動向の変化、それに伴う金融資産の移動・事業所の減少等により、競争が激化し、今後ますます厳しくなることが予想されます。また、異業種による銀行業務への参入やDXを活用した新たな金融サービス等の進化にも直面しております。

加えて、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、引続きお客さまおよび職員の健康・安全を最優先に考え、感染拡大防止に取り組むことや、経済活動を支援する金融機能の維持や顧客保護の観点から、資金決済や資金繰り等の金融サービス継続のため適切に対応することが求められております。

こうした中、当行は、第6次中期経営計画のもと、これまでのiプロジェクトで構築してきた経営基盤を承継・発展させ、「先進技術」「地域密着」「お客さま本位」「行員の働きがい」が融和した「革新的な銀行」を目指し、さらに進化してまいります。それを実現するための重点戦略として、①ソリューション営業力の強化、②市場運用力の強化、③BPR（業務再構築）の実践に、④人間力・組織力の確立を掲げ、揺るぎない持続可能なビジネスモデルの構築に向け取組んでまいります。

重点戦略の具体的施策については以下のとおりであります。

＜重点戦略＞

①ソリューション営業力の強化 ―金融仲介機能の発揮

・事業性融資

事業性評価融資推進体制を強化し、医療・介護を中心とした成長分野および金沢地区への融資を増強する。

- ・法人コンサルティング営業
ソリューション営業体制を強化し、コンサルティング営業等、役務収益の更なる増強を図る。
- ・個人コンサルティング営業
とやま保険プラザを中心に、オーダーメイドの問題解決型営業のより一層の強化を図る。
- ・リテール営業
生活形態の変化に対応し、店頭を中心とした「face to face」と非対面チャネルの併進を進め、顧客取引基盤の拡大を図る。

②市場運用力の強化

- ・投資有価証券業務
資金効率の向上を目指したポートフォリオのメンテナンスを行い、運用収益の増強と安定化を図る。また、市況を捉えた運用の多様化、高度化を図り、安定収益を確保する。

③B P R（業務再構築）の実践 ― I C Tの有効活用

- ・組織、業務改革
本部組織の改編や各種会議・委員会の再編及び運営の見直しにより、ガバナンスの強化を図る。I C Tの活用、営業店事務フローの簡素化（ローコストオペレーション）や電子化により、更なる業務の効率化を図る。
- ・店舗改革
店舗（A T M）・人員配置の最適化を図り、更なる効率化店舗の実現を図る。
- ・働き方改革
テレワークの導入により、生産性の向上と従業員が働き甲斐のある職場環境の整備を図る。また、ダイバーシティの推進により、多様な人財が活躍可能な職場環境の整備を図る。

④人間力・組織力の確立

- ・人事マネジメント
多様なキャリア形成や能力開発に取り組み、多様化するお客さまのニーズに対応可能な、より専門性の高い人財の育成を図る。
- ・リスクマネジメント
R A Fを通じた運用・管理における「フォワードルッキング」の観点を導入し、収益・リスク管理態勢の強化を図る。

- ・グループ総合力

グループ企業の業務の見直し、グループ一体となった金融サービスの提供により、収益力の強化を図る。

当行は、これらの重点戦略を着実に遂行するほか、新型コロナウイルス感染症が地域経済に深刻な影響をもたらす中、地域金融機関として、継続的に事業者の業況等についてきめ細かく実態を把握し、資金繰り支援を積極的に行ってまいります。また、持続可能な社会の実現に向けたSDGsへの取組みを通じて、すべてのステークホルダーに選ばれ続ける銀行を目指してまいります。あわせて、ガバナンス体制の強化や法令遵守、資産内容等健全性確保、顧客保護等及び各種リスク管理の体制の強化に努めてまいります。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、コーポレート・ガバナンスを最重要な経営の柱と認識し、規律ある組織運営や経営の効率性向上のため、取締役会規則等行内規程を整備するなど、取締役の職務執行機能の強化と監視機能や監督・監査を適切に実施できる体制の整備を図っております。

また、当行の持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公共性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に積極的に取り組んでおります。

- (1) 株主の皆さまの権利を尊重し、平等性を確保します。
- (2) 株主の皆さまを含むステークホルダーの利益を考慮し、適切に協働します。
- (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保します。
- (4) 取締役会による業務執行の監督機能の実効性を強化します。
- (5) 中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主の皆さまとの間で建設的な対話を行います。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預 金	446,857	453,687	454,563	486,880
定期性預金	255,740	252,651	244,037	237,900
その他	191,116	201,036	210,526	248,979
貸 出 金	301,585	318,692	332,616	363,900
個人向け	52,555	51,469	49,860	46,785
中小企業向け	159,749	172,077	180,205	203,737
その他	89,280	95,145	102,550	113,377
有 価 証 券	147,522	135,587	108,775	131,932
国 債	45,832	43,092	39,073	36,680
その他	101,689	92,495	69,701	95,251
総 資 産	503,086	508,106	502,957	548,523
内 国 為 替 取 扱 高	1,245,667	1,248,358	1,271,903	1,196,334
外 国 為 替 取 扱 高	73百万ドル	67百万ドル	64百万ドル	60百万ドル
経 常 利 益	1,698	1,932	1,036	955
当 期 純 利 益	1,268	1,381	710	526
1株当たり当期純利益	233円48銭	254円45銭	130円72銭	96円96銭

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経 常 収 益	9,494	9,088	11,921	9,328
経 常 利 益	1,801	1,995	1,073	1,023
親会社株主に帰属する当期純利益	1,322	1,414	725	559
包 括 利 益	3,182	△465	△4,763	3,018
純 資 産 額	36,611	35,871	30,840	33,592
総 資 産	506,360	511,850	506,548	552,486

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	316人
平 均 年 齢	41 年 11 月
平 均 勤 続 年 数	16 年 11 月
平 均 給 与 月 額	323 千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇用及び嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末
高 岡 市 内	8 店 うち出張所 (ー)
富 山 市 内	13 店 (ー)
金 沢 市 内	1 店 (ー)
そ の 他 の 市 町 村	17 店 (ー)
合 計	39 店 (ー)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を15か所設置しております。

□ 当年度新設営業所

該当事項はありません。

ハ 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

二 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	118
---------	-----

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

- ☐ 重要な設備の新設等
該当事項はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
富 山 リ ー ス 株 式 会 社	富 山 県 富 山 市 泉町1丁目1番7号	リ ー ス 業 務	百万円 20	% 53.00	—
富山保証サービス 株 式 会 社	富 山 県 高 岡 市 下関町3番1号	信 用 保 証 業 務	百万円 20	% 40.00	—

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行及び金沢信用金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン銀行との提携により、現金自動設備の現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。

6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(2020年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重要な兼職	その他
中 沖 雄	代表取締役頭取	—	—
岡 部 一 浩	代表取締役専務 営業統括部長	—	—
森 永 利 宏	代表取締役常務 総合企画部長	—	—
駒 井 秀 樹	取 締 役 事務部長	—	—
佐 原 和 生	取 締 役 審査部長	—	—
中 田 勝 久	取 締 役 富山支店長	—	—
末 武 真 吾	取 締 役 金沢営業部長	—	—
大 澤 眞	取締役（社外）	株式会社フィーモ代表取締役社長	—
野 田 万起子	取締役（社外）	Human Delight株式会社代表取締役社長	—
五十嵐 郁 夫	常勤監査役	—	—
笹 倉 茂 樹	監査役（社外）	—	—
海 下 巧	監査役（社外）	海下巧公認会計士事務所代表	—
大 村 啓 三	監 査 役	大村啓三公認会計士事務所代表	—

- (注) 1. 社外取締役大澤眞氏及び野田万起子氏並びに社外監査役笹倉茂樹氏及び海下巧氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 代表取締役頭取齊藤栄吉氏は、2020年5月19日に逝去により退任いたしました。
3. 社外監査役新田八朗氏は、2020年11月9日付で富山県知事に就任されました。また、2021年1月31日付で当行監査役を辞任により退任いたしました。同氏が退任されたことに伴い、社外監査役の法定員数を欠くこととなったため、富山地方裁判所高岡支部に仮監査役の選任申立てを行い、2021年2月1日付で海下巧氏が仮監査役（一時監査役職務代行者）に選任され就任いたしました。
4. 監査役五十嵐郁夫氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役海下巧氏及び大村啓三氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当行は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）の原案を指名報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して2021年2月26日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

イ．決定方針の内容の概要

当行取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、具体的には業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当行の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定することとしております。

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標として連結経常利益を掲げ、各事業年度の連結経常利益の値に応じて算出された額を単年度の賞与として月例の固定報酬と合算のうえ支給することとしております。業績指標として、連結経常利益を選定した理由は、当行グループの業績を最も反映し、これを改善することにより、当行グループの経営基盤がより充実すると判断したためです。業績連動報酬の額の算定方法は、前事業年度の業績を踏まえ、役位別に算定しております。当事業年度を含む連結経常利益の推移は1. (2) 財産及び損益の状況に記載のとおりです。

非金銭報酬は、取締役と株主との一層の価値共有を進めるため、社外取締役を除く取締役に對して譲渡制限付の株式報酬を支給することとしております。当該株式報酬の内容および株式の交付状況は、4. 当行の株式に関する事項に記載のとおりです。

ウ．当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、当該決定を委任された代表取締役頭取も基本的にその答申を尊重しているため、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等は、2006年6月29日開催の第80回定時株主総会において年額150百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。

また譲渡制限付株式報酬は、上記報酬額とは別枠に設定されております。株式報酬は、取締役（社外取締役を除く）を対象に、2019年6月27日開催の第93回定時株主総会において年額20百万円以内（株式数8千株以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は7名です。

監査役の報酬等は、2006年6月29日開催の第80回定時株主総会において年額32百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2021年2月26日開催の取締役会にて代表取締役頭取中沖雄に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の職責を踏まえた賞与の評価配分であり、権限を委任した理由は、当行グループの業績を俯瞰しつつ各取締役の職責の評価を行うには代表取締役頭取が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役頭取によって適切に行使されるよう、指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得ており、代表取締役頭取は、その答申内容に従って決定しなければならないものとしております。なお、株式報酬については、指名報酬委員会の答申を得て、取締役会で取締役個人別の割当数を決議しております。

④監査役の報酬

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から基本報酬のみで構成され、監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

⑤取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
取締役	10名	103	83	12	6
監査役	5名	16	16	—	—

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 後記「社外役員に対する報酬等」を含めた金額を記載しております。
 3. 上記報酬等のほか、使用人兼務取締役の使用人給与及び使用人賞与31百万円を支払っております。
 4. 業績連動報酬として社外取締役を除く取締役に対して賞与を支給しております。
 5. 非金銭報酬として社外取締役を除く取締役に対して譲渡制限付の株式報酬を支給しております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
大 澤 眞 (社外取締役)	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
野 田 万起子 (社外取締役)	同 上
新 田 八 朗 (社外監査役)	同 上
笹 倉 茂 樹 (社外監査役)	同 上
大 村 啓 三 (監査役)	同 上

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

該当事項はありません。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
大 澤 眞 (社外取締役)	株式会社フィーモ代表取締役社長であり、同社との間に特別な関係はありません。
野 田 万起子 (社外取締役)	Human Delight株式会社代表取締役社長であり、同社との間に特別な関係はありません。
新 田 八 朗 (社外監査役)	—
笹 倉 茂 樹 (社外監査役)	—
海 下 巧 (社外監査役)	海下巧公認会計士事務所代表であり、同事務所との間に特別な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

ア. 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
大 澤 眞 (社外取締役)	3年9か月	当期開催の取締役会13回のうち13回出席	金融・財務分野業務及び企業経営等に関する豊富な経験や幅広い見地から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。
野 田 万起子 (社外取締役)	3年9か月	当期開催の取締役会13回のうち13回出席	金融業務・企業経営等に関する豊富な経験や幅広い見地から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。
新 田 八 朗 (社外監査役)	18年7か月	2021年1月31日に退任するまでに開催された取締役会11回のうち4回、監査役会10回のうち6回出席	企業経営等に関する豊富な経験や幅広い見地から、議案審議等について必要な発言を適宜行っておりました。
笹 倉 茂 樹 (社外監査役)	3年9か月	当期開催の取締役会13回のうち13回、監査役会12回のうち12回出席	金融・財務分野における高い見識及び企業経営等に関する豊富な経験や幅広い見地から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。
海 下 巧 (社外監査役)	2か月	就任後開催の取締役会2回のうち2回、監査役会2回のうち2回出席	金融・財務分野における豊富な経験や高い見識から、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。

イ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏 名	職務の概要
大 澤 眞 (社外取締役)	当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、金融・財務分野業務及び企業経営等に関する豊富な経験や幅広い見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、上記のほか、指名報酬委員会委員として委員会の全て（５回）に出席し、独立した客観的立場から積極的な意見を述べるなど、経営陣の監督に努めております。
野 田 万起子 (社外取締役)	当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、金融業務・企業経営等に関する豊富な経験や幅広い見地から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、上記のほか、指名報酬委員会委員として委員会の全て（５回）に出席し、独立した客観的立場から積極的な意見を述べるなど、経営陣の監督に努めております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額			銀行の親会社等からの報酬等
			基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
社外役員	5名	8	8	—	—	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数 発行可能株式総数 12,000千株
発行済株式の総数 5,444千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

- (2) 当年度末株主数 3,623名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	234千株	4.31%
株式会社北陸銀行	233	4.29
株式会社ホクタテ	178	3.28
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	166	3.05
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	165	3.05
トナミホールディングス株式会社	161	2.96
三協立山株式会社	140	2.57
日本海ガス絆ホールディングス株式会社	115	2.11
富山銀行従業員持株会	102	1.87
損害保険ジャパン株式会社	100	1.83

- (注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式(8千株)を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)及び株式会社日本カストディ銀行(信託口4及び信託口)の所有株式は、当該銀行の信託業務に係るものであります。

(4) 役員保有株式

当事業年度中に支給した株式報酬の内容は次のとおりです。

当該株式報酬は、譲渡制限付株式報酬であり、金銭報酬総額は年額20百万円以内、交付する当行普通株式は年8千株以内としております。譲渡制限は、払込期日から当行の取締役を退任する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならず、譲渡制限の解除条件は、対象役員が、払込期日の属する年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの間(以下「本役務提供期間」という。)、継続して、当行の取締役の地位に

あったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、対象役員が本役務提供期間において、死亡、任期満了、その他当行の取締役会が正当と認める理由により当行の取締役を退任した場合、譲渡制限期間の満了時において、役務提供期間開始日を含む月から当該退任日を含む月までの月数を12で除した数に、本割当株式の数に乗じた数の本割当株式につき、譲渡制限を解除いたします。なお、当行は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得いたします。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数 (株式の種類及び種類ごとの数)
取締役（社外取締役を除く）	7名	3千株（当行普通株式）
社外取締役	—	—
監査役	—	—

5 当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 大村真敏 指定有限責任社員 西田裕志	32	・当行監査役会は、前事業年度の監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画及び報酬額の見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査報酬と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分しておりませんので、「当該事業年度に係る報酬等」には金融商品取引法に基づく報酬等の額を含めております。
3. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき報酬等の合計金額は32百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行では、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8 業務の適正を確保する体制

(業務の適正を確保するための体制の概要)

当行は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当行の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全役職員が法令・定款及び社会規範を遵守するための行動規範として、行員倫理規定等のコンプライアンス規定を定めると共に、その実践にあたってコンプライアンス・マニュアルを制定して指針とし、全役職員に反社会的勢力との関係遮断、顧客保護等を含めた法令等遵守の徹底を図る。

実効性向上のため、取締役会で年度毎にコンプライアンス・プログラムを承認し、態勢強化に努めると共に、実施状況を経営会議で定期的にチェックし、取締役会に報告する。

コンプライアンス問題発生時には、その内容等について各部署のコンプライアンス担当者並びに責任者から主管部、主管部からコンプライアンス統括部門、経営会議を経て取締役会へ報告する体制とする。また、全役職員がコンプライアンス上問題のある事項について直接報告できる体制として内部通報制度を構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書保存規定等を定め、取締役及び使用人の職務執行に係る情報を文書等に記録し、保存及び管理する。また、取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行のリスクを網羅的・統合的に管理するために内部管理基本方針を定め、リスクカテゴリー毎の管理方針や管理部署を明確化すると共に、管理部署においてリスクの種類や特性に対応した適切な管理を行う。

災害や障害等の不測の事態や危機発生時に備え、「業務継続に関する基本方針」を定め、危機管理体制の整備を行う。

総合企画部リスク統括室を統合的リスク管理部門とし、各リスクの管理態勢及び運営状況を統合的にチェックすると共に、経営会議をリスク管理に関する全行横断的かつ統括的な審議・協議機関とし、リスク全般に亘り管理状況を取り纏めて定期的に取締役会に報告する。

また、監査部は、リスク管理態勢全般に亘り監査を実施し、その結果を取り纏めて定期的に取締役会に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は中期経営計画に基づき毎年総合予算計画及び業務運営方針を定め、経営目標を明確化すると共に、その進捗状況を経営会議で定期的に検証し、取締役会へ報告する。

日常の職務執行に際しては、組織規定に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。

業務執行の機動性を高めるため毎週経営会議を開催し、各部の重要案件の審議、報告を行う。また、取締役会規則を定め、付議基準を明確化すると共に議題に関する資料の充実を図って審議内容の深度を高める。

(5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行は、当行グループの業務の適正を確保するため子会社各社に取締役及び監査役を派遣し、内部統制の強化に努めると共に、子会社に対する管理方針や報告体制等を定めた、「関係会社管理規程」を制定し、管理態勢を整備する。

当行のコンプライアンス体制、リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、グループ全体の業務の適正化を図る。子会社は、各種規定を定め、執行状況について各リスク等の管理部署の要請に応じ報告する。

当行及び子会社は、財務報告の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制が適切に整備・運用される体制を整備する。

また、当行監査部は、コンプライアンス態勢、顧客保護等管理態勢及び各種リスク管理態勢などの内部監査をグループ全体に実施し、定期的に取り締役に報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役は、監査役を補助すべき使用人を監査部に置き、監査役はこの使用人に監査業務に必要な事項を命令することができる。

また、監査役を補助すべき使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役会の意見を尊重する。

(7) 当行及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行及び子会社の取締役及び使用人は、法律に定める事項について監査役に報告すると共に、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。報告者は、情報提供を理由として不利

な取扱いを受けることはない。

また、監査役が取締役会ほか常務会、経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じ意見を表明できる体制とする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、頭取、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

監査役会は、必要に応じ、銀行の費用で法律・会計の専門家を活用することができる。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当行グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

当行は、当行及び子会社の全役職員に対し、コンプライアンス・プログラムに基づき、その階層に応じて必要な行内教育、指導を実施し、コンプライアンスマインドの醸成を徹底しております。また、当行は内部通報制度による相談・通報体制を構築しており、子会社もこの相談・通報体制を利用することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

(2) リスク管理体制

当行は、内部管理基本方針において、リスクカテゴリー毎の管理方針や管理部署を明確化し、管理部署において、リスクの種類や特性に対応した適切な管理を行っております。総合企画部リスク統括室は、各リスクの管理態勢及び運営状況をチェックするとともに、経営会議でのリスク全般に亘る管理状況を取締役会に報告しております。

また、監査部は、リスク管理態勢全般に亘り監査を実施し、その結果を取り纏めて定期的を取締役会に報告しております。

(3) 取締役の職務執行

当行は、原則として月に1回の定例取締役会を開催し、法令や定款に定められた事項及び経営上重要な決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、経営会議を毎週開催し、各部の重要案件について審議・報告を行い、取締役会規則に定めるものは取締役会で決議しております。なお、当事業年度につきましては、取締役会を13回開催しております。

(4) グループ管理体制

当行は、当行グループの業務の適正を確保するために、子会社各社に取締役及び監査役を派遣しているほか、「関係会社管理規程」を定め、子会社から報告または書類の提出を受けております。

また、当行監査部は、「内部監査規定」等に基づき、子会社の内部監査を実施し、定期的に取り締役会に報告しております。

(5) 監査役の監査体制

当行は、監査役を補助すべき使用人を監査部に配しており、監査役はこの使用人に必要な事項を命令し、監査業務を行っております。

監査役は、取締役会、常務会及び経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて発言を行うとともに、稟議書等の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当行取締役及び使用人に説明を求めています。また、原則として月に1回の監査役会を開催しているほか、頭取及び会計監査人と定期的に意見交換を開催しております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12 その他

該当事項はありません。

第95期末 (2021年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
現金預け金	39,908	預金	486,880
現金	4,658	当座預金	27,130
預け金	35,250	普通預金	210,062
有価証券	131,932	貯蓄預金	6,384
国債	36,680	通知預金	3,814
地方債	13,467	定期預金	233,074
社債	36,139	定期積金	4,825
株式	15,666	その他の預金	1,588
その他の証券	29,978	コールマネー	13,500
貸出金	363,900	借入金	10,000
割引手形	1,862	借入金	10,000
手形貸付	9,230	その他負債	2,287
証書貸付	310,761	未払法人税等	231
当座貸越	42,045	未払費用	107
外国為替	807	前受収益	190
外国他店預け	807	給付補てん備金	0
その他資産	4,615	金融派生商品	0
前払費用	6	リース債務	26
未収収益	400	資産除去債務	11
その他の資産	4,208	その他の負債	1,718
有形固定資産	8,838	賞与引当金	105
建物	5,240	退職給付引当金	449
土地	3,251	睡眠預金払戻損失引当金	21
リース資産	24	偶発損失引当金	96
建設仮勘定	1	繰延税金負債	1,846
その他の有形固定資産	321	再評価に係る繰延税金負債	499
無形固定資産	244	支払承諾	1,112
ソフトウェア	208	負債の部合計	516,797
その他の無形固定資産	35	(純 資 産 の 部)	
前払年金費用	456	資本金	6,730
支払承諾見返	1,112	資本剰余金	5,690
貸倒引当金	△3,293	資本準備金	5,690
		利益剰余金	12,358
		利益準備金	1,429
		その他利益剰余金	10,929
		別途積立金	10,000
		繰越利益剰余金	929
		自己株式	△28
		株主資本合計	24,750
		その他有価証券評価差額金	5,919
		土地再評価差額金	1,056
		評価・換算差額等合計	6,975
		純資産の部合計	31,726
資産の部合計	548,523	負債及び純資産の部合計	548,523

第95期 (2020年 4 月 1 日から 2021年 3 月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		7,697
資金運用収益	5,125	
貸出金利息	3,303	
有価証券利息配当金	1,785	
預け金利息	34	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	1,336	
受入為替手数料	234	
その他の役務収益	1,101	
その他業務収益	166	
外国為替売買益	12	
国債等債券売却益	154	
その他経常収益	1,069	
償却債権取立益	47	
株式等売却益	924	
その他の経常収益	97	
経常費用		6,742
資金調達費用	39	
預金利息	46	
コールマネー利息	△6	
役務取引等費用	399	
支払為替手数料	40	
その他の役務費用	358	
その他業務費用	509	
国債等債券売却損	509	
営業経費	4,939	
その他経常費用	853	
貸倒引当金繰入額	545	
株式等償却	232	
その他の経常費用	75	
経常利益		955
特別利益		4
固定資産処分益	4	
特別損失		1
固定資産処分損	1	
減損損失	0	
税引前当期純利益		958
法人税、住民税及び事業税	373	
法人税等調整額	58	
法人税等合計		431
当期純利益		526

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現金預け金	40,123	預金	486,455
有価証券	131,980	コールマネー及び売渡手形	13,500
貸出金	363,281	借用金	11,879
外国為替	807	その他負債	2,886
リース債権及びリース投資資産	3,415	賞与引当金	106
その他資産	5,515	退職給付に係る負債	449
有形固定資産	8,878	役員退職慰労引当金	1
建物	5,247	睡眠預金払戻損失引当金	21
土地	3,251	偶発損失引当金	96
リース資産	37	繰延税金負債	1,886
建設仮勘定	1	再評価に係る繰延税金負債	499
その他の有形固定資産	340	支払承諾	1,112
無形固定資産	281	負債の部合計	518,894
ソフトウェア	209	(純 資 産 の 部)	
リース資産	36	資本金	6,730
その他の無形固定資産	36	資本剰余金	6,244
退職給付に係る資産	585	利益剰余金	12,784
繰延税金資産	25	自己株式	△28
支払承諾見返	1,112	株主資本合計	25,731
貸倒引当金	△3,519	その他有価証券評価差額金	5,912
		土地再評価差額金	1,056
		退職給付に係る調整累計額	89
		その他の包括利益累計額合計	7,058
		非支配株主持分	802
		純資産の部合計	33,592
資産の部合計	552,486	負債及び純資産の部合計	552,486

連結損益計算書 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		9,328
資金運用収益	5,118	
貸出金利息	3,297	
有価証券利息配当金	1,785	
預け金利息	34	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	1,362	
その他業務収益	1,777	
その他経常収益	1,068	
償却債権取立益	48	
株式等売却益	924	
その他の経常収益	96	
経常費用		8,305
資金調達費用	53	
預金利息	46	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△6	
借入金利息	13	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	390	
その他業務費用	1,992	
営業経費	5,019	
その他経常費用	849	
貸倒引当金繰入額	539	
その他の経常費用	310	
経常利益		1,023
特別利益		4
固定資産処分益	4	
特別損失		1
固定資産処分損	1	
減損損失	0	
税金等調整前当期純利益		1,026
法人税、住民税及び事業税	380	
法人税等調整額	57	
法人税等合計		438
当期純利益		587
非支配株主に帰属する当期純利益		28
親会社株主に帰属する当期純利益		559

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社 富 山 銀 行
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 村 真 敏 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 西 田 裕 志 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社富山銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社 富 山 銀 行
取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 村 真 敏 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 西 田 裕 志 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社富山銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社富山銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び営業店に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
2021年5月13日

株式会社 富山銀行 監査役会

常勤監査役	五十嵐 郁 夫	㊞
監 査 役	笹 倉 茂 樹	㊞
監 査 役	海 下 巧	㊞
監 査 役	大 村 啓 三	㊞

- (注) 1.監査役笹倉茂樹及び監査役海下巧は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。
2.社外監査役海下巧は、2021年1月31日に社外監査役新田八朗氏が辞任したことに伴い、社外監査役の法定員数を欠くこととなったため2021年2月1日富山地方裁判所高岡支部の決定により、仮監査役（一時監査役職務代行者）として選任され、就任しております。

以 上

〈メ 毛 欄〉

[illegible]

[illegible]

第95回定時株主総会会場ご案内図

会場

富山県高岡市下関町3番1号

富山銀行本店 2階BOTホール



あいの風とやま鉄道「高岡駅」 古城公園口(北口) より徒歩1分

お車でお越しの株主さまは、市営高岡中央駐車場をご利用ください。

(市営高岡中央駐車場をご利用された際は無料駐車券をお渡ししますので、会場受付にてお申し出ください。)